

平成27年（行ウ）第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

意見陳述書

2018（平成30）年3月20日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 毛利 倫

1 はじめに

本件訴訟は、石木ダムの事業認定の取消を求めるものです。

被告国は、石木ダムは、佐世保市の水道用水を確保するという利水面と、川棚川の洪水対策という治水面の二つの点で必要性が高いので事業認定をしたといえます。

しかし、これまで私たちは、3年前の11月の提訴時以来、利水面、治水面、いずれにおいても石木ダムの具体的な必要性は、全く存在しないことを繰り返し主張してきました。

そして、私たちは、既に提出した主張と証拠によって、石木ダムの具体的な必要性がないこと、少なくとも、被告が、石木ダムが必要であることを何ら具体的に立証できていないことについては十分明らかにできたと考えていましたが、さらに、昨年12月と今年1月の計3日にわたり実施した3人の証人尋問によって、そのことが、さらに一層明確になったと確信しております。

そこで、私たちは、きょうの結審期日を迎えるにあたり、証人尋問の結果を踏まえた利水面及び治水面の最終準備書面をそれぞれ提出しました。

これから、私たちの主張のポイントについて、簡単に説明いたします。

2 利水面において石木ダムの具体的な必要性が全くないこと

最初に、石木ダム事業の利水面について述べます。

佐世保市が主張する石木ダムの必要性とは、①平成24年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、②現在の佐世保市の保有水源ではその需要をまかなうことができないという2点に尽きます。

(1) ①平成24年度予測について

このうち、水需要予測についてですが、私たちは、まず、過去の佐世保市の水需要予測を検討した結果、平成24年度予測の内容を検討するまでもなく、その内容がでたらめであることを指摘しました。

なぜなら、私たちが資料を入手できた佐世保市の過去6回の水需要予測においては、毎回、需要予測の手法や数値がころころ変わり、そこに論理的な一貫性や整合性は全くなく、いつの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていること、そして、いつの時代の水需要予測も、その後の実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であることが共通しているからです。

過去6回の需要予測が、その後の実績値と見事なまでに外れまくっていること、その一方で、その需要予測値がその当時の石木ダムの利用容量に見事なまでに一致することは、佐世保市の水需要予測が、もっぱら石木ダム建設の必要性を捻出するために意図的に作成されたものであることを物語っています。

そして、本件事業認定の根拠となっている平成24年度予測の内容を詳細に検討したところ、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきのでたらめなものであることがはっきりしました。

佐世保市の平成24年度予測は、生活用水、業務営業用水、工場用水の用途別予測、また、負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりない数値を採用しています。

まず、生活用水について、佐世保市は、渇水により市民は水を使うのを我慢しており、生活用水の原単位量は、佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少ないと主張しました。

しかし、当時の平成24年度予測の作成責任者であった田中証人の証言により、受忍限界を超えていることに全く根拠はなく、他の14都市との比較アンケートについても、杜撰で不合理であることが明らかになりました。

次に、業務営業用水の小口需要では、佐世保市は、観光客数との相関が高いの

で、将来的に人口が減少していくにもかかわらず、水の使用量が右肩上がりに増加すると予測しています。

しかし、田中証人は、過去の予測では観光客数との相関に基づく予測を一切採用しなかった理由、平成24年度予測から突如予測手法を変更した理由について、いずれも「分からない」と答えるか、黙り込んで実質的な証言を拒否しました。同じタイミングで、ハウステンボスを大口需要から小口需要に分類変更した理由についても矛盾した証言しかできませんでした。

また、被告の事業認定にお墨付きを与えた小泉教授でさえ、業務営業用水の小口需要と観光客数との相関は、決して高くなく、「あるかないかといったらある」程度にすぎないと証言せざるを得ませんでした。

そして、平成24年度予測のでたらめさを象徴する工場用水の大口需要であるSSKの予測については、佐世保市が、売上高が2倍になるから水需要が4.88倍に増えるという虚偽記載をしていたことは既に明らかになっていました。

今回、田中証人の尋問により、SSKの需要予測は、SSKが自ら必要水量を具体的に算定し、佐世保市に要望したものではなく、佐世保市が、SSKに事前に必要水量をきちんと問い合わせることなく、何らの具体的な裏付けもとらずに、勝手に推計した机上の計算にすぎないものであることが明らかになりました。

SSKの需要予測は、客観的データに基づかない、佐世保市による完全な創作であり、さらに言えば、捏造に近いとさえ言えるものです。

負荷率、安全率についても、平成24年度予測から突然変更した合理的理由や妥当性について、田中証人及び小泉教授は一切説明できませんでした。

(2) ②保有水源について

以上のようなでたらめな需要予測をまかなうための保有水源が足りないということについては、佐世保市が、慣行水利権を保有水源から除外した理由について、私たちは、そもそも佐世保市の主張が何らの法的根拠や客観的根拠がない間違ったものであることを繰り返し主張してきました。

今回の証人尋問でも、田中証人は、その合理的理由を一切説明できず、被告の主張とも矛盾する支離滅裂で不明瞭な証言を繰り返しました。

慣行水利権を保有水源から除外しないと、石木ダム建設の必要性が出てこないからであることがより一層明らかになったと言えます。

なお、被告は、佐世保市の水需要予測の妥当性を担保するために2人の学者に意見書作成を依頼しています。

このうち、東京大学の滝沢教授は、証人尋問を拒否し、敵前逃亡したので論外ですが、証人尋問に応じた首都大学東京の小泉教授も、意見書は、佐世保市のプレゼン資料だけを鵜呑みにして、自らは文献やデータなどを一切調査もせず、佐世保市の言い分が正しいという前提で書いたことを証言しました。

2人の意見書は、佐世保市の見解をオウム返しにするだけの御用学者の極みのような代物です。

3 治水面において石木ダム具体的な必要性が全くないこと

次に治水面についてです。

治水面においては、①計画規模、②基本高水流量、③ダムによる効果の3点のいずれの点においても、石木ダム建設の具体的な必要性がないことが明確なものとなりました。

まず、①計画規模についてですが、長崎県評価指数は恣意的に設定されています。

また、基礎とした多くの事情のうち唯一河道状況のみ昭和50年当時のものを用いています。

そして、計画規模はダム事業計画に着手するや3倍以上に跳ね上がっているといった恣意的な設定がなされているのです。

すなわち、計画規模は恣意的に設定されていることが明らかとなっています。

次に、②基本高水流量についてです。

技術基準が求める1時間当たりの降雨量(降雨強度)の超過確率について、ことさらにこれを検討せず、実際には500年～1000年に一度しか生じないような流量を基本高水流量として設定しています。

すなわち、長崎県は技術基準が求める棄却検定をあえて回避し、非現実的な流量を基礎とした治水計画を策定しているのです。

現実的に生じる可能性が著しく低い流量を設定しなければ、石木ダム建設の必要性が捻出できなかつたことが明らかになりました。

三番目に、③石木ダムの効果についてです。

まず、石木ダムによらずとも過去に生じた全ての洪水を防ぐことができます。そればかりか、万が一基本高水流量として設定されている特異な流量となる降雨時でも計画堤防高よりも低い水位にて流下します。

さらには、治水代替案は客観的・合理的に検討されておらず、既往洪水にて問題となった内水氾濫・支流氾濫への効果は一切検証されていないのです。

すなわち、石木ダムによって治水上現実的な効果が具体的に基礎づけられているわけではありません。

そして、100年に一度の頻度で生じる、僅か1時間に満たない時間帯にて、堤防高ではなく計画高水位を僅かに超える水位となることを防ぐためにのみ石木ダムが必要だとされているのです。

浦瀬証人が述べたように、本件石木ダム計画は、昭和50年の段階でダムを造るということは確定しており、その後はこれを作ることを前提に技術基準や中小河川改修の手引きに整合する体裁となるように「確認」をただけです。

ゼロベースでの見直しなど全く行っていません。

整備方針、整備計画のいずれも単に形式的に数字合わせを行っただけで、具体的な必要性の有無の検討など行われていません。

これを真摯に検討していれば、石木ダムの必要性がないことは明白ですし、事業認定をなすこと自体不合理であることは被告も分かっていたはずで

4 まとめ

以上述べたように、石木ダムの具体的な必要性は、利水面、治水面いずれも存在しないことが証拠上明白になりました。

結局、石木ダムの必要性とは、水はたくさんあればそのほうが良い、防災対策はあるにこしたことはないというレベルにすぎないのです。

具体的な必要性もないのに、13世帯の地権者を強制的に排除してまで、不要な石木ダムを建設するなどあり得ないことであり、また多くの長崎県民、佐世保市民も、そのような暴挙を望んではいません。

この違法不要なダム建設事業の事業認定を取り消すことは裁判所の責務です。

以上